

「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業（オリンピック・パラリンピック教育地域拠点）」（令和2年度）業務委託仕様書

1 趣旨

本仕様書は、「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業（オリンピック・パラリンピック・教育地域拠点）」（令和2年度）業務委託（以下「委託業務」という。）に関する仕様の基本的な事項を定めるものとする。

2 目的

東京2020オリンピック・パラリンピックを契機として、学校教育においても「オリンピックの3つの価値」「パラリンピックの4つの価値」等、スポーツ文化に係る学習の推進が求められている。そこで、児童生徒がこれらの価値を深く理解することができるよう、オリンピック・パラリンピアンから直接学ぶことのできる機会を設定するものである。

3 委託業務内容

(1) 推進校におけるオリンピック・パラリンピアンによる授業（講演、実技、リモート授業等）の実施

ア 趣旨

「スポーツの教育的価値を学ぶ活動」を推進するため、各学校においてオリンピック・パラリンピアンによる授業を実施する。

イ 概要

(ア) 開催日及び会場

- ・開催日 令和2年9月～令和2年12月(予定)
- ・会場 授業が実施される各学校等
- ・参加者 推進校16校の児童生徒

(推進校は岩手県教育委員会事務局保健体育課が公募により選定したもの)

(イ) 実施内容

- ・講演・実技等の授業の実施により、「オリンピックの3つの価値」、「パラリンピックの4つの価値」を学ぶ機会を提供・支援すること。
- ・推進校に派遣するオリンピック・パラリンピアンを選定し、派遣される者に関する情報を事前に推進校に提供すること。
- ・事業実施前の企画・立案と事業実施当日のコーディネートをすること。
- ・オリンピック・パラリンピアン派遣に係るアスリートのキャスティングをすること。
- ・スケジュール調整・管理並びにアスリート及び学校との諸連絡・調整による資料作成や打合せ等を行うこと。

(ウ) 報告等

- ・開催前に、県に対し実施内容の事前の打ち合わせを行い、県の承認を得ること。その際、次第、進行シナリオ、出席者名簿、関係者役割分担表、座席図、講演資料、アンケートなど関係資料を用意すること。

- ・実施報告書については、データで提出することとし、推進校ごとに事前学習・事後学習を含めた一連の事業について作成するものとする。(全国共通様式)
- ・実施報告書の著作権は県に帰属するものとする。

(2) 実践報告会（シンポジウム）へのオリンピック・パラリンピアンへの派遣

ア 趣旨

推進校関係者、県内教員及びオリンピック・パラリンピアンを交えたシンポジウムを実施し、次年度の方向性を明らかにする。

イ 概要

(ア) 開催日及び会場

- ・開催日 令和3年2月
- ・会場 いわて県民情報交流センター（予定）
- ・参加者 推進校関係者、県内教員

(イ) 実施内容

- ・推進校関係者の情報交換
- ・推進校関係者、県内教員への情報発信
- ・推進校の実践の中から、各校種1校を発表校とした実践事例の発表
- ・オリンピック・パラリンピアンを交えたシンポジウムの実施
- ・オリンピック・パラリンピアンを選定
- ・事業実施前の企画・立案と事業実施当日のコーディネート
- ・オリンピック・パラリンピアン派遣に係るアスリートのキャスティング
- ・スケジュール調整・管理並びにアスリート及び保健体育課との諸連絡・調整による資料作成や打合せなど

4 推進校（16校）

	小学校 7校	中学校 8校	高等学校 1校
1	盛岡市立向中野小学校	盛岡市立黒石野中学校	岩手県立不来方高等学校
2	矢巾町立不動小学校	花巻市立湯口中学校	
3	北上市立鬼柳小学校	大船渡市立大船渡中学校	
4	北上市立口内小学校	大船渡市立末崎中学校	
5	遠野市立遠野北小学校	大船渡市立綾里中学校	
6	山田町立船越小学校	宮古市立河南中学校	
7	二戸市立御辺地小学校	山田町立山田中学校	
8		岩泉町立小川中学校	

5 実施計画（予定）

- (1) 4月 推進校の選定
- (2) 7月 事前セミナーの開催
- (3) 9月～12月 推進校におけるオリンピック・パラリンピアンによる授業の実施
- (4) 2月 実践報告会の開催、実践事例のHP掲載・報告書の作成

6 委託期間

契約日から令和3年2月28日までとする

7 経費の見積り

(1) 対象事業

ア オリンピアン・パラリンピアンによる授業に係る経費（各推進校へ1名の派遣）

（ア）県内小学校 7校（盛岡市、矢巾町、北上市2校、遠野市、山田町、二戸市）

（イ）県内中学校 8校（盛岡市、花巻市、大船渡市3校、宮古市、山田町、岩泉町）

（ウ）県内高等学校 1校（矢巾町）

イ 実践報告会

（ア）報告会のシンポジウム（盛岡市開催）への派遣に係る経費（2名）

(2) 対象経費

ア 人件費（賃金）

対象をアスリートコーディネーターとする。オリンピック・パラリンピアン派遣に係るアスリートのキャスティング及びスケジュールの調整・管理並びにアスリート及び学校との諸連絡・調整による資料作成や打合せ等に係る賃金。

イ 事業費（諸謝金及び旅費）

（ア）諸謝金

対象をオリンピック・パラリンピアンとする。アスリートが実施する授業及び実践報告会への出席に係る諸謝金。

（イ）旅費

対象をオリンピック・パラリンピアン・アスリートコーディネーターとする。アスリートが実施する授業や実践報告会への出席に係る交通費及び宿泊費。

（ウ）一般管理費

委託業務に係る通信費等の諸経費。

8 業務に当たっての留意事項

- (1) 受託者は、契約内容に基づき、誠実に業務を実行すること。
- (2) 成果物の権利は全て岩手県教育委員会に帰属すること。
- (3) 本仕様書に定める事項のほか、委託業務の実施のために必要な事務が生じた場合には、岩手県教育委員会事務局保健体育課学校体育担当との協議のもと、適切に遂行すること。
- (4) 契約の締結、委託業務の履行に関して必要な費用は全て受託者の負担とする。
- (5) 委託業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

9 委託経費の経費計上の留意事項（国から示されている内容等）

- (1) 本事業の実施に直接必要とする経費のみ計上すること。なお、委託期間内に限る。
- (2) 本事業における経費については、他の経費と明確に区分し経理すること。
- (3) 人件費（社会保険料等を含む）については、雇用の必要性及び金額（人数、時間、単価（級号、超勤手当の有無））の妥当性を判断の上、計上すること。
- (4) 諸謝金については、外部の者に依頼する事業実施の労務、会議出席、実技指導、単純労働、その他の労務（通訳等）に対して支払うものとする。また、菓子折、金券の購入は認められない。

なお、オリンピック・パラリンピアンに支払う諸謝金の1日の上限額は10万円(税込)とする。

- (5) 旅費については、原則として、国家公務員等の旅費に関する法律及び団体の旅費規程を準用した額とする。(移動費、宿泊費、日当等)航空会社のマイレージポイント等、ポイントの類は取得しないこと。回数券プリペイドカード等の購入は対象外とする。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行状況によりリモート対応となる場合があるが、経費の見積りについては、各推進校へ1名の派遣として積算すること。

- (6) 諸謝金、旅費等については、その対象・内訳等が分かる書類を添付すること。その他の経費についても内訳が分かる見積書等の書類を添付すること。

- (7) 消費税相当額については、団体が課税事業者(納税義務者)で、不課税経費を計上している場合に、それに該当する消費税相当額のみ計上すること。この場合、課税事業者である旨を確認できる書類を添付すること。(業者等に支払う消費税額については、当該経費区分に税込額を計上すること。)

- (8) 一般管理費について

当該委託事業分として経費の算定が難しい光熱水量や電話料、FAX送受信料、複写機保守料、管理部門の人件費(管理的経費)等に係る経費であり、委託事業の直接経費(設備備品費、人件費、事業費)の10%の範囲内で、受託者の直近の決算により算定した一般管理費率及び受託者の受託規定に定める一般管理費率などから適切に算出する。(円未満切捨)

- (9) 再々委託費については対象としない。

- (10) 上記に記載する経費以外の経費については、原則として本事業の対象経費としない。